

令和7年さぬき市議会第2回臨時会議案

令和7年5月12日提出

市長提出議案

議案第34号 専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

議案第35号 専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

議案第36号 さぬき市健康生きがい施設条例の一部改正について

議案第37号 財産の取得について

議案第34号

専決処分の承認について（さぬき市税条例の一部改正）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和7年5月12日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市税条例の一部改正について

さぬき市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市税条例の一部を改正する条例

さぬき市税条例（平成14年さぬき市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第82条第1号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円

第89条第2項第5号中「定格出力」の次に「（第82条第1号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第90条第2項中「身体障害者又は」を「身体障害者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第95条の2第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第5号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第22項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第23項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第14項を第15項とし、第13項を第14項とし、第12項の次に次の1項を加える。

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を

適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後のさぬき市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 35 号

専決処分の承認について（さぬき市国民健康保険税条例の一部改正）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求める。

令和 7 年 5 月 12 日提出

さぬき市長 大山茂樹

専 決 処 分 書

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和7年3月31日

さぬき市長 大山茂樹

記

さぬき市国民健康保険税条例の一部改正について

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

さぬき市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さぬき市国民健康保険税条例（平成14年さぬき市条例第56号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項ただし書中「24万円」を「26万円」に改める。

第23条第1項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同項第2号中「29万5,000円」を「30万5,000円」に改め、同項第3号中「54万5,000円」を「56万円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のさぬき市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 36 号

さぬき市健康生きがい施設条例の一部改正について

さぬき市健康生きがい施設条例の一部を別紙のとおり改正することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 7 年 5 月 12 日提出

さぬき市長 大山茂樹

さぬき市健康生きがい施設条例の一部を改正する条例

さぬき市健康生きがい施設条例（平成22年さぬき市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「（以下「利用者」という。）」を削る。

第12条中「市長が別に」を「規則で」に改め、同条を第14条とする。

第11条の見出し中「損害賠償等」を「損害賠償」に改め、同条中「施設」を「故意又は過失により施設」に改め、同条ただし書を次のように改める。

ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第11条を第13条とし、第10条を第12条とし、第9条を第11条とする。

第8条第2項中「定める額」を「定める基準額」に改め、同条を第10条とする。

第7条の次に次の2条を加える。

（利用の制限）

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、生きがい施設の利用を許可しない。

- (1) 感染性の疾病にかかっていると認められる者
- (2) 他人に迷惑をかける行為又は他人に嫌悪の情を催させる行為をする者
- (3) 他人に危害を及ぼし、又は他に迷惑となるおそれのある物を携行する者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、生きがい施設の管理運営に支障があると認められる者

（許可の取消し等）

第9条 指定管理者は、第7条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は生きがい施設の管理上特に必要があると認めるときは、利用の許可に係る条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は利用の許可を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
- (2) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (3) 利用の許可の条件又は指定管理者の指示に従わないとき。

2 前項の規定により利用者に生じた損害について、市及び指定管理者は、賠償の責任を負わない。

別表中「（第8条関係）」を「（第10条関係）」に、

「

利用料金	冷暖房料／1時間当たり
------	-------------

」を

「

施設利用料金の基準額	冷暖房料金の基準額
------------	-----------

」に改め、

同表プールの項中「1,000円」を「1,600円」に改める。

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、改正前のさぬき市健康生きがい施設条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後のさぬき市健康生きがい施設条例（次項において「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例による新条例の利用料金に関する規定は、施行日以後の施設の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の施設の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

財産の取得について

次のとおり財産を取得したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及びさぬき市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成14年さぬき市条例第49号）第3条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和7年5月12日提出

さぬき市長 大山茂樹

記

- 1 取得する財産 学習用タブレット端末
- 2 取得の目的 教育ＩＣＴ環境整備に伴う学習用タブレット端末の整備
- 3 契約の方法 隨意契約（共同調達に係る公募型プロポーザル）
- 4 取得価格 一金56,859,374円
うち消費税及び地方消費税額5,169,034円
- 5 契約の相手方 広島県広島市中区袋町4-25
株式会社大塚商会 広島支店
支店長 真子健